



2024年1月12日

各位

会社名 株式会社メドレックス
代表者名 代表取締役社長 松村米浩
(コード番号: 4586 東証グロース)
問合せ先 取締役経営管理部長 藤岡健
(TEL. 03-3664-9665)

**第三者割当による第28回及び第29回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行
及び新株予約権の買取契約（コミット・イシュー・プログラム※）の締結に関するお知らせ**

当社は、2024年1月12日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会において、EVO FUND（以下「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第28回及び第29回新株予約権（以下、それぞれを「第28回新株予約権」及び「第29回新株予約権」といい、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行及び金融商品取引法による届出の効力発生を条件として本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権の発行及び本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割当日	2024年2月5日
(2) 発行新株予約権数	95,800個 第28回新株予約権：55,800個 第29回新株予約権：40,000個
(3) 発行価額	総額1,907,600円 第28回新株予約権1個当たり22円 第29回新株予約権1個当たり17円 但し、2024年1月17日又は2024年1月18日のいずれかの日で、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社が決定した日（以下「条件決定日」といいます。）において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法（下記「6. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。）と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。
(4) 当該発行による潜在株式数	9,580,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額はいずれも93円としますが、下限行使価額においても、潜在株式数は9,580,000株であります。
(5) 資金調達の額	1,756,207,600円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、2024年1月11日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の金額である185円（以下「発行決議日基準株価」といいます。）と、条件決定日の直前取引日（取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「条件決定日基準株価」といいます。）のいずれ

	<p>か高い金額とします。</p> <p>本新株予約権の行使価額は、2024年2月6日に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含みます。）から起算して3取引日目（以下「修正日」といいます。）に、当該修正日に先立つ3連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。また、いずれかの価格算定期間内に各本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されます。</p>
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てます。</p>
(8) 権利行使期間	<p>第28回新株予約権：2024年2月6日（当日を含みます。）から2024年6月28日（当日を含みます。）まで</p> <p>第29回新株予約権：2024年2月6日（当日を含みます。）から2024年12月30日（当日を含みます。）まで</p>
(9) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要①行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本買取契約を締結します。また、割当予定先は、第28回新株予約権が残存している期間中、第29回新株予約権を行使しないことを本買取契約に規定する予定です。</p>

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、発行決議日基準株価を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、本新株予約権の最終的な払込金額及び当初行使価額は条件決定日に決定されます。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は変動します。加えて、上記資金調達の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

※本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「6. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。本日（発行決議日）の発行決議に際して発行決議日基準株価等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、本新株予約権1個につき、第28回新株予約権は金22円、第29回新株予約権は金17円という金額です。しかし、かかる算定結果には、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、発行決議の内容及び本日公表の「MRX-5LBT 承認申請について」の内容を反映した株価状況が形成されていると考えられる発行決議日から3取引日又は4取引日後の条件決定日時点において、下記「6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日（発行決議日）以降の株価の上昇等を理由として、本新株予約権1個につき、第28回新株予約権は金22円、第29回新株予約権は金17円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日（発行決議日）以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が本新株予約権1個につき、第28回新株予約権は金22円、第29回新株予約権は金17円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は本新株予約権1個につき、第28回新株予約権は金22円、第29回新株予約権は金17円のまま据え置かれます。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個当たりの発行価額が、本日現在の価値（本新株予約権1個につき、第28回新株予約権は金22円、第29回新株予約権は金17円）を下回って決定されることはありません。

※本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

上記のとおり、本新株予約権の発行価額は、条件決定日に決定されます。

当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあるため、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えております。したがって、本日の開示に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。

そこで、発行決議日の開示に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定めております。当社は、当社普通株式の過去の値動きの傾向やボラティリティ等を総合的に勘案し、株価が「MRX-5LBT 承認申請について」の内容を織り込むために要する日数としては、2取引日から3取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、発行決議日から3取引日から4取引日後にあたる、2024年1月17日又は2024年1月18日のいずれかの日に設定することといたしました。当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権の価値算定を行い、当該再価値算定の結果を踏まえて、本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定いたします。

※本新株予約権（コミット・イシュー・プログラム）の特徴

当社が各回の本新株予約権の対象となる当社普通株式の予定株数（第28回新株予約権：5,580,000株、第29回新株予約権：4,000,000株）をあらかじめ定め、割当予定先は、原則として、各回の本新株予約権についてそれぞれ設定された全部コミット期間（以下に定義します。）中に、当該本新株予約権の全てを行使する設計です。

「全部コミット期間」とは、原則として、第28回新株予約権については2024年2月6日から2024年6月5日までの期間、第29回新株予約権については2024年7月1日から2024年10月31日までの期間（いずれも当日を含みます。）をそれぞれいいます。但し、第29回新株予約権については、後述の行使前倒し指示を行った場合には、「全部コミット期間」は行使前倒し指示において指定された日から開始することとなります。この行使前倒し指示を行った際には、速やかにその旨を開示する予定です。また、後述のコミット期間延長事由が生じた場合には、それぞれの「全部コミット期間」は延長又は消滅します。

第29回新株予約権については、原則として2024年7月1日まで新株予約権の行使はできない設計となっており、これら2回の新株予約権の行使可能タイミングを分散することで、今後1年弱の期間に渡る資金調達の蓋然性を高めることを意図しています。また、株価が上昇し当初想定よりも多くの資金調達が見込める状況になった場合や資金需要が想定よりも早い段階で発生した場合等諸般の事情を踏まえ、第29回新株予約権について前倒しで資金調達を行うことが合理的であると当社が判断した場合には、その全部について行使前倒し指

示をすることができます。行使前倒し指示の詳細については、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要①行使コミット条項<コミット条項>」をご参照ください。

	第 28 回新株予約権	第 29 回新株予約権
発行数	55,800 個	40,000 個
発行価額の総額	1,227,600 円	680,000 円
行使価額の総額	1,032,300,000 円 (注)	740,000,000 円 (注)
行使価額	3 連続取引日における終値の単純平均値の 100%	3 連続取引日における終値の単純平均値の 100%
全部コミット	発行日の翌取引日以降、原則として 4 ヶ月以内における第 28 回新株予約権 55,800 個全ての行使をコミット	2024 年 7 月 1 日以降、原則として 4 ヶ月以内における第 29 回新株予約権 40,000 個全ての行使をコミット
下限行使価額	93 円 (発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額)	93 円 (発行決議日前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた額)

(注) 上記行使価額の総額は、発行決議日基準株価を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、当初行使価額は条件決定日に決定されます。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、イオン液体^{*1}を利用した独自の経皮製剤技術 ILTS[®] (Ionic Liquid Transdermal System)、薬物のナノコロイド^{*2}化技術を利用した独自の経皮製剤技術 NCTS[®] (Nano-sized Colloid Transdermal System) を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収^{*3}性を飛躍的に向上させることにより、新しい医薬品を開発することを事業の中核に据えた創薬ベンチャーです。当社グループにおいて開発が最も進んでいる「MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬 (リドカイン^{*4} テープ剤)、商標名 Lydolyte」については、2023 年 3 月に米国規制当局であるアメリカ食品医薬品局 (FDA: Food and Drug Administration) に新薬承認申請書 (NDA: New Drug Application) を提出し、2023 年 9 月に FDA から審査完了報告通知 (CRL: Complete Response Letter) を受領しました。CRL において、非臨床の一部のデータを FDA の指示に従って再提出するよう求められ、データの再解析を進めて 2024 年 1 月 11 日 (米国時間) に NDA を再提出しました。2024 年 3 月あるいは 7 月に承認取得して、2024 年後半の上市を見込んでいます。さらに、当社グループは「MRX-4TZT：痙性麻痺治療薬 (チザニジン^{*5} テープ剤)」「MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤 (フェンタニル^{*6} テープ剤)」の 2 つのパイプラインについて米国での臨床開発を実施中であり、「MRX-7MLL：アルツハイマー治療薬 (メマンチン^{*7} 含有貼付剤)」についても治験許可申請を FDA に提出して、臨床試験開始の許可を得ています。また、2023 年 9 月に米国の創薬ベンチャーである Alto Neuroscience, Inc. (以下「Alto」) と、当社独自の経皮吸収技術を適用した中枢神経領域の新規医薬品候補に関する提携契約を締結しました。当社と Alto は所定の開発段階まで共同で費用を負担して開発を実施し、所定の開発段階以降は Alto が主体となって開発を推進し全世界で商業化する権利を有します。当社は Alto から、開発の進捗に応じたマイルストーン収入を受領し、製品上市後は当社が Alto に独占的に製品供給するとともに売上高に応じたロイヤルティを受領します。当該医薬品候補について、現在臨床第 1 相試験が実施されており、2024 年に様々な精神疾患を対象とした臨床第 2 相試験の開始が計画されています。

これらの貼付剤パイプラインのほか、当社グループでは、無痛での自己接種が可能で従来の接種方法と比べて高い免疫応答が期待できる、ワクチン等の投与デバイスであるマイクロニードル^{*8}の研究開発に取り組んでいます。当社グループは世界でまだ数ヶ所しかない医療用医薬品/ワクチン用途のマイクロニードル治験薬工場を稼働させており、国内外の複数の製薬会社・ワクチンベンチャー等とフィージビリティスタディ (実現可

能性を検討する研究)を実施しながら、事業提携を模索しています。

本資金調達は、以下を用途として実施するものです。

- ① 製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金：1,459百万円（第28回新株予約権815百万円、第29回新株予約権644百万円）

当社グループでは、MRX-5LBT や MRX-4TZZT 等の公表している開発候補品以外にも、中枢神経関連の候補薬物を中心に、製薬会社等と共同で、又は当社グループ独自で医薬品等の製剤開発を継続的に進めております。新規パイプライン創出に向けた製剤開発を中心とした継続的な研究開発への取組みが当社グループの創薬力/競争力の源泉であり、これらにかかる研究開発費用（研究人件費、研究消耗品費、動物実験の外注費用、特許出願費用等。2023年1月から9月の実績より26百万円/月を見込んでおります。）、及び運転資金（管理人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等。2023年1月から9月の実績より16百万円/月を見込んでおります。）を確保することが本資金調達の第一の目的です。

主要パイプラインが未だ臨床開発段階にある創薬パイプライン型ベンチャーとして、当社グループでは2年分超の事業資金を保持している状況が理想的な水準と考えております。本年3月から9月にかけて行使された第25回新株予約権による資金調達により2023年9月末時点で1,866百万円の現預金を保有しているものの、今後2024年にかけてMRX-4TZZTの臨床第2相試験費用（治験薬試製造等の準備費用を含む。）として1,401百万円を支出予定であり、約1年分の事業資金水準を維持しているに留まっています。また、MRX-5LBTについて2024年3月あるいは7月に承認取得して、2024年後半の上市を見込んでいるものの、いつ、どの程度の収入を見込めるかについては不確定要素が多く予測変動幅が大きいため、このタイミングで製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金を確保しておきたいと考えております。

- ② MRX-7MLL：アルツハイマー治療薬（メマンチン含有貼付剤）のP1a試験費用：120百万円（第28回新株予約権）

MRX-7MLLは、NCTS[®]を用いて当社が製剤開発した、アルツハイマー治療薬であるメマンチンを含有した貼付剤です。1日1回の経口剤に対して、アルツハイマー患者及びケアに当たる家族や医療従事者が投薬状況を目視確認できる、3日に1回又は1週間に1回の貼付剤という選択肢を提供することにより、アルツハイマー患者及びケアに当たる家族や医療従事者のQOL(quality of life)及びコンプライアンスの向上（飲み忘れ等の防止）に貢献したいと考えております。

当社グループでは、2021年11月に治験許可申請(IND)をFDAに提出して、臨床試験開始の許可を得ました。一方で、INDの申請過程におけるFDAとのやりとりの中で製剤改良に関する示唆・助言を得たため、FDAからの示唆・助言を反映する形での製剤改良を行ってきました。製剤改良は完了し、一部の非臨床試験を追加実施中です。2024年第2四半期にP1a（臨床第1相単回PK(Pharmacokinetics)）試験を開始することを計画しており、その試験費用を確保することが本資金調達の第二の目的です。

- ③ MRX-4TZZT：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用：177百万円（第28回新株予約権90百万円、第29回新株予約権87百万円）

MRX-4TZZTは、ILTS[®]を用いて当社が製剤開発した、中枢性筋弛緩薬であるチザニジンのテープ型貼付剤です。チザニジンを経皮製剤化することにより、経口剤と比較して、有効血中濃度の持続性、眠気や口渴等の副作用の低減等の利点が期待されます。

P1b（臨床第1相反復PK(Pharmacokinetics)）試験が成功裡に完了しており、当社グループは今後2024年にかけて、現有資金（第24回及び第25回新株予約権による調達資金1,401百万円）を用いて臨床第2相試験を実施する計画です。一方で、事業提携先の確保に向けては、臨床第2相試験の好結果に加えて、12ヶ月の長期投与を組み込んだ臨床第3相試験（長期安全性試験を含む。）を開始できる状況に持っていく必要があると当社グループでは考えています。臨床第3相試験（長期安全性試験を含む。）を開始するには、ヒトへの長期投与前に動物での長期安全性を確認する非臨床試験が必要であり、かかる非臨床試験には約2年を

要するため臨床第2相試験と並行して実施したいと考えており、その試験費用を確保することが本資金調達
の第三の目的です。なお、当該試験は約2年の長期に亘るため、非臨床試験受託機関との折衝の結果、試験
費用総額の約半額を最初の約半年間（2024年8月～12月）に、残りの約半額を最後の約半年間（2025年12
月～2026年6月）に支払うことを計画しています。

医薬品の研究開発には長期に及ぶ先行投資が必要であり、その結果、現在当社グループは期間損益のマイナ
スが先行して営業赤字が継続しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況となっております。
この点、当社が2023年11月10日に公表した第22期第3四半期の四半期報告書において、連結損益計算
書（自2023年1月1日至2023年9月30日）における親会社株主に帰属する純損失は671百万円、連結
貸借対照表（2023年9月末）における利益剰余金は654百万円のマイナスとなっております。但し、2013年
の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う資金調達及び上場以降適時に実施してまいりました資金調達に
より、既存のパイプラインに関する研究開発活動を展開するための資金（1年分超の事業資金）は確保できて
おり、継続企業の前提に関する不確実性はないと認識しております。当社は、このような当社グループの現況
において、現有資金（2023年9月末時点で1,866百万円、約1年分の事業資金）では上記①②③の費用を賄
うには十分ではないと考え、本スキームによる資金調達を計画しました。当社グループの医薬品製剤技術を大
きな事業価値として具現化するために、また各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実
性を分散するための方策としても、積極的に開発パイプラインのポートフォリオを充実させることが当社グ
ループの収益基盤を強化・複線化する最善の手段であり、中長期的な当社グループの企業価値向上に資すると
考えております。

第24回新株予約権については、①新規パイプライン創出に向けた製剤開発に180百万円、②CPN-101（MRX-
4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）に
176百万円を充当済みです。残りの調達額211百万円については、②に2023年12月～2024年3月で充当予定
です。

第25回新株予約権については、①新規パイプライン創出に向けた製剤開発に207百万円を充当済みであり、
②CPN-101（MRX-4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備
費用を含む。）については未充当です。残りの調達額1,193百万円については、①に2023年12月で3百万円
を、②に2024年4月～2024年12月で1,190百万円を充当予定です。

（語句説明）

- （*1）イオン液体とは、融点が100℃以下の塩（えん）のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、
高イオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶
媒等、多方面における応用が検討されています。当社は、薬物をイオン液体化するか、又はイオン液
体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世
界に先駆けて見出しました。現在までに、①人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全
性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、②対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の
選択に関するノウハウ、③薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形
（貼り薬、塗り薬等）に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自
の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS®（Ionic Liquid Transdermal System）と呼んでいます。
- （*2）コロイドとは、液体、固体又は気体にある粒子が均一に分散している状態をいい、ナノコロイドとは、
粒子がナノサイズのコロイドです。
- （*3）経皮吸収とは、皮膚から（薬物を）体内に吸収・浸透させることです。
- （*4）リドカインとは、神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬
の一種です。
- （*5）チザニジンとは、中枢性筋弛緩剤（脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬）の
一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び痙性麻痺等の筋肉がこわばる症
状の治療に使用されています。
- （*6）フェンタニルとは、中枢性鎮痛薬（脳や脊髄にある中枢神経に作用して痛みを抑制する薬）の一種で、

医療用麻薬に指定されており、重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に使用されています。

- (*7) メマンチンとは、グルタミン酸 NMDA 受容体拮抗薬で、中等度及び高度アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行を抑制する薬です。
- (*8) マイクロニードルとは、生体分解性樹脂等から成る数百 μm の微小針の集合体で、当社開発品は生け花に用いる剣山を数百 μm レベルに縮小したような形状です。マイクロニードルは、注射しか投与手段のないワクチンや核酸医薬・タンパク医薬等の無痛経皮自己投与を可能にし、またワクチンや免疫性疾患においては従来の注射剤と比べて高い免疫効果が期待される、有望な投与デバイスとして注目されています。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、EVO FUNDを割当先として本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、本新株予約権について、割当予定先との間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書による届出の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

① 行使コミット条項

<コミット条項>

割当予定先は、本買取契約において、原則として全部コミット期間に、割当予定先が保有する各回号の本新株予約権の全てを行使することを約します。なお、当社は、割当予定先に対して、第29回新株予約権の全部について前倒しで行使を行うよう指示することができます（以下「行使前倒し指示」といいます。）。第29回新株予約権の全部について行使前倒し指示を行った場合、その全部コミット期間は、行使前倒し指示において指定された日から4ヶ月間に変更されます。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

また、各回号の本新株予約権に係る全部コミット期間中のいずれかの取引日において、①取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合、②当社普通株式が取引所により監理銘柄若しくは整理銘柄に指定されている場合、③取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合（取引所において取引約定が全くない場合）、④当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらず）、又は⑤上記①から④のほか、割当予定先に起因する場合を除き、本新株予約権の行使ができない場合（以下、上記①から⑤の事象を総称して、「コミット期間延長事由」といいます。）には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、当該回号の新株予約権に係る全部コミット期間は1取引日ずつ延長されます（但し、かかる延長は合計10回（10取引日）を上限とします。）。

なお、上記の延長は、各取引日において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の取引日において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

各回号の本新株予約権に係る全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が10回を超えて発生した場合、当該回号の本新株予約権に係る全部コミットに係る割当予定先の義務は消滅します。但し、かかる場合においても、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の本新株予約権を行使することができます。

② 本買取契約に基づく取得条項

当社は、原則、割当予定先の事前の書面による同意を得た場合に限り、本新株予約権の全部又は一部の取得を行うことができますが、①第28回新株予約権について、第28回新株予約権に係る全部コミットに係る割当予定先の義務が消滅した場合、②第29回新株予約権について(i)第29回新株予約権に係る全部コミットに係る割当予定先の義務が消滅した場合又は(ii)第29回新株予約権に係る全部コミット期間が開始する日の2週間前までには、上記にかかわらず、当社の裁量により、各本新株予約権の全部又は一部を取得すること

ができます。

③ 行使価額の修正

本新株予約権の行使価額は、2024年2月6日に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正されます。行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、当該修正日に先立つ3連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた修正後行使価額に修正されます。但し、いずれの場合においても、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。

④ 本新株予約権の特徴

本新株予約権のような行使価額修正条項の付された新株予約権ですと、その修正がなされる際は、当該時点の株価を基準として、そこから一定のディスカウントがなされることが一般的ですが、本新株予約権においては、普通株式の普通取引の終値平均値からディスカウントが行われない設計となっております。ディスカウントがなされない設計により、市場株価から乖離が少ない価額での行使がなされることになるため、本新株予約権は、既存株主の皆様への影響をできる限り少なくし、既存株主の利益にもできる限り配慮された設計となっております。具体的には、上記のとおり終値平均値からディスカウントがされないことから、その行使により調達できる額がより大きくなることが期待されます。その他のメリット及びデメリットは下記「(3)本スキームの特徴」をご参照ください。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載した目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）から本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができ、また、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(3)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(3) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 短期間における確実性の高い資金調達

コミット期間延長事由が発生しない場合、原則、第28回新株予約権については2024年6月5日までに、第29回新株予約権については2024年10月31日までに全部行使（全部コミット）されます。かかるコミットによる行使の蓋然性は高いと考えております。

② 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計9,580,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

③ 資金調達の迅速性・蓋然性

本新株予約権の行使価額は、発行後、3取引日毎に行使価額が修正されるため、割当予定先による早期の行使による当社の資金調達のスピード感や蓋然性を重視した設計となっております。

④ 株価上昇時の調達額増額

本新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑤ 終値平均値からディスカウントのない修正メカニズム

本新株予約権の行使価額は修正日に先立つ3連続取引日の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額に修正されるところ、ディスカウントがないことから、行使価額と市場株価との乖離が小さい設計となっております。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達ができないこと
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。
- ② 株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性
本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行決議日時点の株価を下回り推移する状況では、発行決議日時点の株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。
- ③ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性
割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。かかる当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。
- ④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみでの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。
- ⑤ 不行使期間が存在しないこと
本スキームは短期間における確実な資金調達を優先するため、コミット条項を付した上で、新株予約権を行使できない期間を設定できるといった設計とはしていません。

(4)他の資金調達方法

① 新株式発行による増資

(a)公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

(b)株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c)新株式の第三者割当増資

第三者割当増資による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

② CB

CBは発行時点で必要額を確実に調達できるという観点では今回のスキームよりもメリットがありますが、

発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるため現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様への利益になると考え、MSCBも今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

④ 借入・社債・劣後債による資金調達

当社グループは創薬ベンチャー企業であります。医薬品の研究開発には長期に及ぶ先行投資が必要であり、期間損益のマイナスが先行する結果となっております。通常、借入・社債・劣後債による資金調達においては、収益の安定性、担保力、現在の収益力が重視される傾向があり実際の調達には困難が伴うことから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

①	払込金額の総額	1,774,207千円
	本新株予約権の払込金額の総額	1,907千円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,772,300千円
②	発行諸費用の概算額	18,000千円
③	差引手取概算額	1,756,207千円

(注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を合算した金額であります。

2. 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日基準株価を当初行使価額であると仮定し算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日基準株価を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

4. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用等の合計額であります。

5. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、①製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金、②MRX-7MLL：アルツハイマー治療薬（メマンチン含有貼付剤）のP1a試験費用、並びに③MRX-4TZZ：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用の調達を目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。本新株予約権発行による上記差引手取概算額1,756,207,600円の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおり予定しています。なお、各調達資金の使途の詳細は上記「2. 募集の目的及び理由」をご確認ください。

(第28回新株予約権)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 製剤開発を中心とした研究開発費用 及び運転資金	815	2024年2月～2025年11月
② MRX-7MLL：アルツハイマー治療薬 （メマンチン含有貼付剤）のP1a試験 費用	120	2024年4月～2024年7月
③ MRX-4TZZ：痙性麻痺治療薬（チザニ ジンテープ剤）の臨床第3相試験実 施のための非臨床試験費用（前半支 払部分）	90	2024年8月～2024年12月
合計	1,025	—

(第29回新株予約権)

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 製剤開発を中心とした研究開発費用 及び運転資金	644	2025年11月～2027年4月
② MRX-4TZZ：痙性麻痺治療薬（チザニ ジンテープ剤）の臨床第3相試験実 施のための非臨床試験費用（後半支 払部分）	87	2025年12月～2026年6月
合計	731	—

- (注) 1. 第28回新株予約権の調達資金は①②③の順に、第29回新株予約権の調達資金は①②の順に優先的に充当する予定です。
2. 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があり、また割当予定先は本買取契約において本新株予約権の発行日の翌取引日以降、原則として4ヶ月以内に全ての第28回新株予約権を行使することをコミットし、2024年7月1日以降、原則として4ヶ月以内に全ての第29回新株予約権を行使することをコミットしていますが、かかる全部コミットは本新株予約権の発行日の翌取引日以降にコミット期間延長事由に伴う全部コミット期間の延長が10回を超えて発生した場合には消滅するものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。
3. 支出予定時期までの期間中に、本新株予約権の行使により十分な資金が調達できなかった場合には、第28回新株予約権及び第29回新株予約権の上記資金使途①についてはいずれも手元資金により必要資金を充当する予定です。第28回新株予約権及び第29回新株予約権のそのほかの資金使途について

は、手元資金により必要資金を充当するか、又は、新たな資金調達を試みて開発資金を確保することを検討します。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、今後の成長を実現していく予定です。よって、当該資金使途は、当社の企業価値の向上を実現するためのものであり、中長期的な業績の拡大に寄与するものと考えており、本新株予約権による資金調達の資金使途については当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、代表者：黒崎 知岳、以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2024年1月11日）の市場環境や割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社の株価（185円）、配当額（0円）、無リスク利率（ $\Delta 0.1\%$ ）、当社株式の株価変動性（116.4%）及び市場出来高、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間にわたり一定数量の本新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を、第28回新株予約権は22円、第29回新株予約権は17円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる株価の影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として第28回新株予約権につき22円、第29回新株予約権につき17円を上回る場合となる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が第28回新株予約権につき22円、第29回新株予約権につき17円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日決定された、第28回新株予約権につき22円、第29回新株予約権につき17円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個あたりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である、第28回新株予約権につき22円、第29回新株予約権につき17円を下回って決定されることはありません。

また、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき、本新株予約権の払込金額を外部算定機関による評価と同額として決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式の数は9,580,000株（議決権数95,800個）であり、2023年9月30日時点の当社発行済株式総数38,365,100株及び議決権数383,582個を分母とする希薄化率は24.97%（議決権ベースの希薄化率は24.98%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載した各資金用途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、中長期的な業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は3,242,908株であって、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付されることとなる当社普通株式数9,580,000株を、割当予定先の全部コミット期間である165取引日で行使売却するとした場合の1取引日当たりの株数は約58,060株（直近平均6ヶ月平均出来高の約1.79%）となるため、株価に与える影響は限定的なものと考えております。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1)割当予定先の概要

(a) 名称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(b) 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(c) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(d) 組成目的	投資目的	
(e) 組成日	2006年12月	
(f) 出資の総額	払込資本金：1米ドル 純資産：約88.5百万米ドル	
(g) 出資者・出資比率・出資者の概要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc. の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)	
(h) 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	資本金	9億9,405万8,875円
	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注)割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2023年8月31日現在におけるものです。

※当社は、EJSにより紹介された割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都渋谷区東四丁目7番7号、代表取締役：中村勝彦）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2023年11月17日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、割当予定先、その出資者及び役員が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、割当予定先に対して2019年3月に第14回新株予約権、2019年12月に第15回新株予約権、2022年9月に第24回新株予約権、2023年3月に第25回新株予約権を発行しており、それぞれ2019年5月、2020年4月、2023年2月及び2023年9月にその全ての行使が完了しております。

当社は①製剤開発を中心とした研究開発費用及び運転資金、②MRX-7MLL：アルツハイマー治療薬（メマンチン含有貼付剤）のP1a試験費用、③MRX-4T2T：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第3相試験実施のための非臨床試験費用のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような中で、2023年10月に、過去の案件にてアレンジャーを務めたEJSに資金調達方法を相談した結果、本新株予約権に係る資金調達に関する提案を受けました。これまでに提案を受けたことがある新株予約権による資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、前述の本スキームのメリット・デメリットを勘案の上、当社内で議論した結果、①既存株主の株式価値希薄化への配慮、②過去に実施した本新株予約権と同様の手法である第14回新株予約権、第15回新株予約権、第24回新株予約権及び第25回新株予約権の行使がスムーズに完了した実績をもつことから、本スキームによる資金調達方法が最良の選択肢であるとの結論に至ったため、2023年11月に、本新株予約権の割当予定先としてEVO FUNDを選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、新株予約権を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、当社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先は、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社であるEJSが、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSのあっせんを受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨、割当予定先の真の保有株式数を不明確にするような取引（例えば、本新株予約権の行使期間中において金融機関や機関投資家とのスワップ取引等を行う行為）を行わ

ない旨、及び本新株予約権をプライム・ブローカー等の金融機関に対して譲渡する予定はない旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

- ア. 当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。
- イ. 割当予定先は、以下のいずれかの期間又は場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- (a) 本新株予約権の行使により交付される株券及びこれと同一の銘柄の株券（以下「対象株券等」といいます。）が上場廃止となる合併、株式交換又は株式移転等（以下「合併等」といいます。）が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間
 - (b) 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間
 - (c) 取引所金融商品市場において対象株券等が監理銘柄又は整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間
 - (d) 本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における対象株券等の終値（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。）以上の場合
- ウ. 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

さらに、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。譲渡が行われることとなった場合には、当社の取締役会による承認に先立ち、当社は、譲受先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、払込みに要する資金等の状況の確認、及び譲受先の保有方針の確認を行います。また、譲渡が行われた場合、当社は当該事実を開示いたします。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2023年11月30日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は下記の株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役会長であり、大株主である松村眞良は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株（貸借株数：200,000株、貸借期間：2024年1月13日～2025年1月12

日、貸株利率：0%) を行う予定であり、また当社代表取締役社長であり、大株主である松村米浩も、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株（貸借株数：230,000株、貸株期間：2024年1月13日～2025年1月12日、貸株利率：0%) を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記各貸主との各貸株契約書にて定めております。

8. 大株主及び持株比率

(2023年9月30日現在)	
江平 文茂	1.87%
株式会社MM	1.41%
野村証券株式会社	1.01%
山下 博	0.75%
松井証券株式会社	0.74%
笹原 俊一	0.65%
大和証券株式会社	0.62%
松村 米浩	0.61%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村証券株式会社)	0.59%
中野 栄治	0.59%

(注) 1. 「持株比率」は、2023年9月30日時点の株式名簿に基づき記載しております。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。したがって、割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておられませんので、割当後の「持株比率」の記載はしていません。

3. 「持株比率」は、小数点第3位を四捨五入しております。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化につながるものと考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、取引所の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
売上高（千円）	115,092	8,350	59,482

営業損失（△）（千円）	△1,130,420	△1,061,226	△1,098,820
経常損失（△）（千円）	△1,149,863	△1,066,450	△1,112,190
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△1,114,645	△1,059,833	△1,111,150
1株当たり当期純損失（△）（円）	△68.61	△49.62	△43.81
1株当たり配当額（円）	-	-	-
1株当たり純資産額（円）	108.06	77.09	40.71

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	38,365,100株	100%
現時点の行使価額における潜在株式数	3,970,000株	10%
下限値の行使価額における潜在株式数	－株	－%
上限値の行使価額における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
始 値	227円	128円	94円
高 値	334円	160円	320円
安 値	124円	91円	91円
終 値	128円	95円	151円

② 最近6ヶ月間の状況

	2023年 8月	9月	10月	11月	12月	2024年 1月
始 値	158円	211円	122円	152円	144円	151円
高 値	295円	320円	190円	179円	160円	192円
安 値	147円	162円	96円	144円	131円	148円
終 値	219円	162円	148円	145円	151円	185円

(注) 2024年1月の状況につきましては、2024年1月11日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2024年1月11日
始 値	188円
高 値	190円
安 値	178円
終 値	185円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第20回及び第21回新株予約権の発行

割 当 日	2021年6月3日
-------	-----------

発行新株予約権数	49,000個 第20回新株予約権：30,000個 第21回新株予約権：19,000個														
発行価額	総額2,489,000円（第20回新株予約権1個当たり57円、第21回新株予約権1個当たり41円）														
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,283,489,000円														
割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド														
募集時における発行済株式数	19,695,100株														
当該募集による潜在株式数	4,900,000株 第20回新株予約権：3,000,000株 第21回新株予約権：1,900,000株														
現時点における行使状況	4,900,000株（残新株予約権数0個）														
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	793百万円														
発行時における当初の資金使途	① 感染症に対するワクチン MN 製剤の実現可能性を検討する動物試験（285百万円） ② MRX-6LDT：慢性疼痛治療薬（ジクロフェナック・リドカインテープ剤）の初期開発（421百万円） ③ CPN-101（MRX-4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（577百万円）														
発行時における支出予定時期	① 2021年6月～2022年5月 ② 2021年6月～2023年3月 ③ 2021年9月～2022年4月														
現時点における現充状況	2021年8月10日、2021年12月10日、2022年2月10日及び2022年10月4日付で、資金使途、金額及び支出予定時期を下記のように変更しております（なお、2021年5月18日に公表した資金使途、金額及び支出予定時期からの変更箇所は下線で示しております）。 (変更前) <table border="1" data-bbox="625 1563 1404 2072"> <thead> <tr> <th>具体的な使途</th> <th>金額（百万円）</th> <th>支出予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① <u>感染症に対するワクチン MN 製剤の実現可能性を検討する動物試験</u></td> <td>285</td> <td>2021年6月～2022年5月</td> </tr> <tr> <td>② MRX-6LDT：慢性疼痛治療薬（ジクロフェナック・リドカインテープ剤）の初期開発</td> <td><u>421</u></td> <td>2021年6月～<u>2023年3月</u></td> </tr> <tr> <td>③ CPN-101（MRX-4TZT）：</td> <td><u>577</u></td> <td>2021年9月～2022</td> </tr> </tbody> </table>			具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期	① <u>感染症に対するワクチン MN 製剤の実現可能性を検討する動物試験</u>	285	2021年6月～2022年5月	② MRX-6LDT：慢性疼痛治療薬（ジクロフェナック・リドカインテープ剤）の初期開発	<u>421</u>	2021年6月～ <u>2023年3月</u>	③ CPN-101（MRX-4TZT）：	<u>577</u>	2021年9月～2022
具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期													
① <u>感染症に対するワクチン MN 製剤の実現可能性を検討する動物試験</u>	285	2021年6月～2022年5月													
② MRX-6LDT：慢性疼痛治療薬（ジクロフェナック・リドカインテープ剤）の初期開発	<u>421</u>	2021年6月～ <u>2023年3月</u>													
③ CPN-101（MRX-4TZT）：	<u>577</u>	2021年9月～2022													

	痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験		年4月
	合計	1,283	—
	(変更後)		
	具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
	① 感染症に対するワクチン等のMN製剤の実現可能性を検討する動物試験	285	2021年6月～ 2022年5月
	② MRX-6LDT：慢性疼痛治療薬（ジクロフェナック・リドカインテープ剤）の初期開発	7	2021年6月～ 2021年12月
	③ CPN-101（MRX-4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験準備費用	87	2021年9月～ 2022年4月
	④ MRX-5LBT “Lydolyte”：帯状疱疹後神経疼痛治療貼付剤の追加試験・再申請に要する費用	158	2022年2月～ 2023年4月
	⑤ 運転資金	256	2022年2月～ 2022年7月
	合計	793	—
	<p>①感染症に対するワクチン等のMN製剤の実現可能性を検討する動物試験に285百万円、②MRX-6LDT：慢性疼痛治療薬（ジクロフェナック・リドカインテープ剤）の初期開発に7百万円、③CPN-101（MRX-4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験を実施するための準備費用に87百万円、④MRX-5LBT “Lydolyte”：帯状疱疹後神経疼痛治療貼付剤の追加試験・再申請に要する費用に158百万円、⑤運転資金に256百万円を充当済みです。</p>		

・第三者割当による第24回新株予約権の発行

割 当 日	2022年9月7日
発 行 新 株 予 約 権 数	61,000個
発 行 価 額	総額3,904,000円（新株予約権1個当たり64円）
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 (差 引 手 取 概 算 額)	737,104,000円
割 当 先	EVO FUND

募集時における発行済株式数	24,595,100株																					
当該募集による潜在株式数	6,100,000株																					
現時点における行使状況	6,100,000株（残新株予約権数0個）																					
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	567百万円																					
発行時における当初の資金使途	① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発（180百万円） ② CPN-101（MRX-4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）（557百万円）																					
発行時における支出予定時期	① 2022年9月～2023年2月 ② 2022年9月～2023年7月																					
現時点における充当状況	<p>2023年3月8日及び2023年9月15日付で、金額及び支出予定時期を下記のように変更しております（なお、2022年8月22日に公表した金額及び支出予定時期からの変更箇所は下線で示しております）。</p> <p>（変更前）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な使途</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>支出予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発</td> <td>180</td> <td>2022年9月～2023年2月</td> </tr> <tr> <td>② CPN-101（MRX-4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）</td> <td><u>557</u></td> <td>2022年9月～<u>2023年7月</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>737</u></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>（変更後）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>具体的な使途</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>支出予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発</td> <td>180</td> <td>2022年9月～2023年2月</td> </tr> <tr> <td>② CPN-101（MRX-4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）</td> <td><u>387</u></td> <td>2022年9月～<u>2024年3月</u></td> </tr> </tbody> </table>	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期	① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発	180	2022年9月～2023年2月	② CPN-101（MRX-4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）	<u>557</u>	2022年9月～ <u>2023年7月</u>	合計	<u>737</u>	—	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期	① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発	180	2022年9月～2023年2月	② CPN-101（MRX-4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）	<u>387</u>	2022年9月～ <u>2024年3月</u>
具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期																				
① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発	180	2022年9月～2023年2月																				
② CPN-101（MRX-4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）	<u>557</u>	2022年9月～ <u>2023年7月</u>																				
合計	<u>737</u>	—																				
具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期																				
① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発	180	2022年9月～2023年2月																				
② CPN-101（MRX-4TZT）：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）	<u>387</u>	2022年9月～ <u>2024年3月</u>																				

	合計	567	—
<p>①新規パイプライン創出に向けた製剤開発に 180 百万円、②CPN-101 (MRX-4TZT)：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）に 176 百万円を充当済みです。</p>			

・第三者割当による第25回新株予約権の発行

割 当 日	2023年3月24日											
発 行 新 株 予 約 権 数	76,700個											
発 行 価 額	総額1,227,200円（新株予約権1個当たり16円）											
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	1,358,157,200円											
割 当 先	EVO FUND											
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	30,695,100株											
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	7,670,000株											
現 時 点 に お け る 行 使 状 況	7,670,000株（残新株予約権数0個）											
現 時 点 に お け る 調 達 し た 資 金 の 額 （ 差 引 手 取 概 算 額 ）	1,400 百万円											
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	<p>① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発（210 百万円） ② CPN-101 (MRX-4TZT)：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）（1,148 百万円）</p>											
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	<p>① 2023年4月～2023年10月 ② 2023年9月～2024年2月</p>											
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	<p>2023年9月15日付で、金額及び支出予定時期を下記のように変更しております（なお、2023年3月8日に公表した金額及び支出予定時期からの変更箇所は下線で示しております）。</p> <p style="text-align: center;">(変更前)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">具体的な使途</th> <th style="width: 15%;">金額 (百万円)</th> <th style="width: 25%;">支出予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発</td> <td style="text-align: center;">210</td> <td style="text-align: center;">2023年4月～<u>2023年10月</u></td> </tr> <tr> <td>② CPN-101 (MRX-4TZT)：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）</td> <td style="text-align: center;"><u>1,148</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2023年9月～2024年2月</u></td> </tr> </tbody> </table>			具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期	① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発	210	2023年4月～ <u>2023年10月</u>	② CPN-101 (MRX-4TZT)：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）	<u>1,148</u>	<u>2023年9月～2024年2月</u>
具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期										
① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発	210	2023年4月～ <u>2023年10月</u>										
② CPN-101 (MRX-4TZT)：痙性麻痺治療薬（チザニジンテープ剤）の臨床第2相試験（治験薬試製造等の準備費用を含む。）	<u>1,148</u>	<u>2023年9月～2024年2月</u>										

合計	1,358	—
(変更後)		
具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 新規パイプライン創出に向けた製剤開発	210	2023年4月～2023年12月
② CPN-101 (MRX-4TZT) : 痙性麻痺治療薬 (チザニジンテープ剤) の臨床第2相試験 (治験薬試製造等の準備費用を含む。)	1,190	2024年4月～2024年12月
合計	1,400	—
<p>①新規パイプライン創出に向けた製剤開発に 207 百万円、②CPN-101 (MRX-4TZT) : 痙性麻痺治療薬 (チザニジンテープ剤) の臨床第2相試験 (治験薬試製造等の準備費用を含む。) に0百万円を充当済みです。</p>		

株式会社メドレックス第 28 回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社メドレックス第 28 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 1,227,600 円（本新株予約権 1 個当たり 22 円）とするが、2024 年 1 月 17 日又は 2024 年 1 月 18 日のいずれかの日で、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社が決定した日（以下「条件決定日」という。）において、第 21 項に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権 1 個当たりの払込金額が 22 円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を 1 個当たりの払込金額として最終的な払込金額の総額を計算する。
3. 申込期日 2024 年 2 月 5 日
4. 割当日及び払込期日 2024 年 2 月 5 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 5,580,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株（以下「割当株式数」という。））とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 55,800 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 22 円とするが、条件決定日において、第 21 項に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権 1 個当たりの払込金額が 22 円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を 1 個当たりの払込金額とする。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、2024 年 1 月 11 日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の金額である 185 円と条件決定日の直前取引日（取引所において売買立会が行われている日をいう。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）のいずれか高い金額とする。
10. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2024年2月6日に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して3取引日目（以下「修正日」という。）の翌取引日（以下「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。また、いずれかの価格算定期間に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
- (2) 下限行使価額は、当初93円とする。
- (3) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第29回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していな

い場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないとき

は、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間
2024年2月6日（当日を含む。）から2024年6月28日（当日を含む。）までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）の2週間以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所
株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
20. 払込取扱場所
株式会社中国銀行 三本松支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

24.

その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

**株式会社メドレックス第 29 回新株予約権
発行要項**

1. 新株予約権の名称 株式会社メドレックス第 29 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 680,000 円（本新株予約権 1 個当たり 17 円）とするが、2024 年 1 月 17 日又は 2024 年 1 月 18 日のいずれかの日で、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社が決定した日（以下「条件決定日」という。）において、第 21 項に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権 1 個当たりの払込金額が 17 円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を 1 個当たりの払込金額として最終的な払込金額の総額を計算する。
3. 申込期日 2024 年 2 月 5 日
4. 割当日及び払込期日 2024 年 2 月 5 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 4,000,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株（以下「割当株式数」という。））とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 40,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 17 円とするが、条件決定日において、第 21 項に定める方法と同様の方法で算定された本新株予約権 1 個当たりの払込金額が 17 円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額を 1 個当たりの払込金額とする。
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、2024 年 1 月 11 日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の金額である 185 円と条件決定日の直前取引日（取引所において売買立会が行われている日をいう。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）のいずれか高い金額とする。

10. 行使価額の修正

- (1) 行使価額は、2024年2月6日に初回の修正がされ、以後3取引日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日（当日を含む。）から起算して3取引日目（以下「修正日」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値の100%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。また、いずれかの価格算定期間に第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整される。
- (2) 下限行使価額は、当初93円とする。
- (3) 下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利（但し、第28回新株予約権を除く。）を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価

が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 1円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。
- (7) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額

及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間
2024年2月6日(当日を含む。)から2024年12月30日(当日を含む。)までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)の2週間以上前に本新株予約権者に通知することにより、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
17. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。)が前号に定める口座に入金された日に発生する。
18. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
19. 行使請求受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
20. 払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店
21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。
22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

る。

23. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。